

佐賀県公安委員会告示第2号

佐賀県個人情報保護条例第41条第1項に規定する実施機関が定めるもの（平成18年佐賀県公安委員会告示第1号）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

佐賀県公安委員会委員長 牛 島 英 人